

## 和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成9年制定。以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 この細則における用語の意義は、要綱の例による。

(事前相談)

第2条 要綱第6条に規定する補助金の交付申請を行おうとする者は、その申請に先立ち、耐震診断に関する事前相談を別記様式にて行わなければならない。ただし、市長が不要であると認める場合は、この限りでない。

(補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第6条に規定する補助金の交付申請は、耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、申請建築物が専用住宅（併用を含む）の場合は、第2号及び第3号に掲げる書類は必要としない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第18条第3項に規定する確認済証、所有権を有する者が確認できる書類又はこれらの写し（同法第12条第8項に規定する台帳に、同法第6条第1項に規定する建築主事の確認を受けていることが記載されている場合を除く。）

(2) 当該建築物の登記事項証明書（申請者が管理組合であって、当該管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書の提出があった場合を除く。第3号から第5号において同じ。）

(3) 当該建築物の所有者の印鑑登録証明書

(4) 当該建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書

(5) 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、占有者（居住者）からの耐震診断に係る同意書（区分所有建物を除く。）

(6) 耐震診断費の見積書

(7) その他市長が必要と認める書類

(決定及び交付しない旨の通知)

第4条 要綱第7条第2項に規定する補助金の交付決定の通知は、耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 要綱第7条第3項に規定する補助金を交付しない旨の通知は、耐震診断補助金を交付しない旨の通知書（様式第3号）により行うものとする。

(着手届の提出)

第5条 要綱第8条に規定する耐震診断事業着手の届出は、耐震診断着手届（様式第4号）により行うものとする。

(代理受領に係る委任状の提出)

第5条の2 要綱第13条第1項に規定する代理受領を委任する場合は、耐震診断補助金の代理受領に係る委任状（様式第4号の2）を速やかに提出するものとする。

(診断の変更及び中止の手續)

第6条 要綱第9条第1項に規定する変更の承認申請は、耐震診断変更承認申請書兼耐震診断補助金交付変更申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、要綱第9条第2項の規定による承認をしたときは、耐震診断変更承認通知書兼耐震診断補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により補助申請者に通知するものとする。

3 要綱第9条第3項に規定する耐震診断の中止の届出は、耐震診断中止届（様式第7号）により行うものとする。

(完了報告時の必要書類)

第7条 要綱第10条に規定する報告は、耐震診断完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震診断報告書成果品の写し
- (2) 耐震診断に係る請求書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 要綱第11条に規定する補助金の額の確定の通知は、耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(補助金請求時の必要書類)

第9条 要綱第12条に規定する補助金の請求に当たっては、耐震診断補助金交付請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震診断費用の支払に係る領収書の写し
- (2) 口座振込依頼書

2 要綱第13条第1項に規定する代理受領を委任する場合は、前項第1号の「耐震診断費用の支払に係る領収書」とあるのは「耐震診断費用から要綱第11条の規定により確定した補助金の額を差し引いた額の領収書」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の取消し)

第10条 市長は、要綱第15条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 要綱第16条の規定による補助金の返還命令は、耐震診断補助金返還命令書（様式第13号）により行うものとする。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年4月24日令達）

1 この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行日前に、改正前の和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成9年4月1日制定）第6条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日令達）

1 この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に、改正前の和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成9年4月1日制定）第6条の規定によりされている申請については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、公布日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年11月13日令達）

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に、改正前の和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要

綱（平成9年4月1日制定）第6条の規定によりされている申請については、なお従前の例によることができる。